

## お知らせ

### 社会保険料率の改定について

3 月より、協会けんぽ、一部の健康保険組合では健康保険料率や介護保険料率が改定されます。これにより、3 月分保険料(4 月支払の給与より控除する保険料)から健康保険料・介護保険料額が変わりますので、ご注意ください。また、一部の健康保険組合は 4 月より変更となります。

なお、平成 31 年度の雇用保険料率は変更ありません。

### 労働保険の年度更新の時期がまいります

労働保険料は、労働者の「賃金総額」に「労働保険料率」を乗じて算出されます。保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 保険年度として年度の始めに概算で保険料を決めて納付し、年度末に確定・精算するという方法をとっています。3 月分の賃金計算をされましたらご準備ください。

また、新年度より雇用保険料免除高齢者(保険年度の初日(4 月 1 日)において満 64 歳以上の方)に該当する場合は、4 月分給与から雇用保険料が免除となりますので、ご注意ください。なお、この徴収免除制度は平成 31 年度までとなっています。

### 年次有給休暇取得義務化についての Q&A

本年 4 月 1 日より始まる、年次有給休暇取得義務化について Q&A 形式でお知らせ致します。

Q1 前年度からの繰り越し分の年次有給休暇を取得した場合には、その日数分を労働者が取得すべき年 5 日の年次有給休暇から控除することができますか。

↓

A1 労働者が実際に取得した年次有給休暇が前年度からの繰り越し分の年次有給休暇であるか当年度の基準日に付与された年次有給休暇であるかについては問わないものであり、ご質問のような取扱いも可能です。

Q2 法定の年次有給休暇に加えて、会社独自に法定外の有給の特別休暇を設けている場合には、その取得日数を 5 日から控除することはできますか。

↓

A2 法定の年次有給休暇とは別に設けられた特別休暇(時効が経過した後においても、取得の事由及び時季を限定せず、法定の年次有給休暇日数を引き続き取得可能としている場合のように、法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。)を取得した日数分については、控除することはできません。

Q3 出向者については、出向元、出向先どちらが年 5 日確実に取得させる義務を負いますか。

↓

A3 在籍出向の場合は、労働基準法上の規定はなく、出向元、出向先、出向労働者三者間の取り決めによります。移籍出向の場合は、出向先との間にのみ労働契約関係があることから、出向先において 10 日以上年次有給休暇が付与された日から 1 年間について労働者に 5 日の年次有給休暇を取得させる必要があります。

厚生労働省のパンフレットもご参照ください。URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyukai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyukai.com)) までご連絡ください。